

海外職員給与等に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日

独立行政法人日本貿易振興機構規程第 63 号

最新改正 令和 5 年 1 月 12 日

(目的)

第1条 独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)の職員のうち、日本国外で勤務する者(以下「海外職員」という。)の給与等については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 この規程は、契約に別の定めのある職員については適用しない。

(支給の種類)

第2条 海外職員に支給するのは、海外給与及び在勤手当とする。

(海外給与の種類)

第3条 海外給与は、海外本俸、扶養手当及び賞与とする。

(支給の方法)

第4条 海外給与(賞与を除く。)及び在勤手当は、毎月1回その月額を支給する。

2 海外給与(賞与を除く。)及び在勤手当の計算期間は、月の1日から末日までとする。

3 海外給与及び在勤手当の日割計算については別に定める。

(海外本俸)

第5条 海外本俸は、職員給与規程(機構規程第4号。以下「職員給与規程」という。)第3条に定める本俸の 80/100 に相当する額とし、昇給は職員給与規程第5条の規定を準用する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、職員給与規程第13条の規定を準用する。

(賞与)

第7条 賞与は6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する海外職員に対して理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した海外職員(機構を退職し、引き続き国家公務員又は行政執行法人以外の独立行政法人の職員となった者を除く。)についても同様とする。

2 賞与は、賞与の固定部分と業績給とする。

3 支給係数は、機構の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮して理事長が定めるものとする。

4 賞与の固定部分の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した海外職員にあっては退職し、又は死亡した日現在)における海外本俸及び扶養手当の月額の合計額(表1に定める海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める加算率を乗じて得た額を加算した額及び表2に定める地位にある海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額)を基礎額として、支給係数のうち海外職員の等級と職務を勘案して別に定める賞与の固定部分の割合を乗じた額に、基準日以前6ヵ月間におけるそ

の者の在職期間(国家公務員又は行政執行法人以外の独立行政法人の職員の身分を離れ機構に採用されたものについては、その職員であった期間を通算することができる。)の区分に応じて、別に定める割合を乗じて得た額とする。

- 5 業績給の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した海外職員にあっては退職し、又は死亡した日現在)における海外本俸の月額(表1に定める海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める加算率を乗じて得た額を加算した額及び表2に定める地位にある海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額)を基礎額として、支給係数のうち海外職員の等級と職務を勘案して別に定める業績給の割合を乗じた額に、基準日以前におけるその者の勤務期間(国家公務員又は行政執行法人以外の独立行政法人の職員の身分を離れ機構に採用されたものについては、その職員であった期間を通算することができる。)の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、海外職員各人の業績評価に応じて0.8から1.2の間の評価係数を乗じた額に、法人の業績評価に応じて0.8から1.2の間の評価係数を乗じた額とする。

表1 海外職員の海外本俸に対する加算率

等級	加算率
1等級	20/100
2等級	15/100
3等級	10/100
4等級	5/100

表2 管理監督の地位にある海外職員の海外本俸に対する割増率

職務の区分	割増率
理事長が定める海外事務所長	23/100
その他海外事務所長	14/100

※基準日に1等級である者に適用する。

(在勤手当)

第8条 在勤手当は、海外職員が在勤地において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、海外職員が機構職員としての体面を維持し、かつその職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように在勤地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めるものとする。

(在勤手当の種類)

第9条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当とする。

2 在勤基本手当は、海外職員が在勤地において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

3 住居手当は、海外職員が在勤地において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

- 4 配偶者手当は、配偶者(海外職員を除く。)を伴う海外職員に支給する。
- 5 子女教育手当は、海外職員の子のうち次に掲げる者で主として当該海外職員の収入によって生計を維持している者(以下「年少子女」という。))が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

- 一 3歳以上18歳未満の子

- 二 18歳に達した子であつて、就学する学校(別に定める学校を除く。)において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にある者

(在勤基本手当の支給額)

第10条 在勤基本手当の月額、在勤地及び号の別によって別表第1の在勤基本手当月額表に定める額とする。

- 2 在勤基本手当の号の適用に関し必要な事項は、別に定める。

(在勤基本手当の支給期間)

第11条 在勤基本手当は、海外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国(出張のための帰国を除く。)を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで(以下「在勤基本手当の支給期間」という。))、支給する。

- 2 外国において新たに海外職員となった者には、その日から在勤基本手当を支給する。

- 3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた海外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。

- 4 海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。

- 5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された海外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日を超える者には、第1項の規定にかかわらず、60日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。

- 6 前項の場合において必要があるときは、当該職員の海外本俸を職員給与規程第3条に基づく本俸に読み替えて支給することができるものとする。

(住居手当の支給額)

第12条 住居手当の月額は、海外職員が居住している家具付きでない住宅の1ヵ月に要する家賃の額(海外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)から同家賃の額に別表第2の控除率欄に定める率を乗じて得た額(以下「控除額」という。)を控除した額とする。ただし、別表第2の定めるところに従い、在勤地及び号の別によって定める額(次項において「限度額」という。)を限度とする。

- 2 前項ただし書(限度に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる者(次条において「配偶者等」という。)を伴う海外職員以外の者に支給する住居手当の月額の限度は、限度額の80/100に相当する額とする。

- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第6項において同じ。)

二 子(主として海外職員の収入によって生計を維持している者に限る。次条第6項において同じ。)

3 前各項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(住居手当の支給期間等)

第13条 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

2 外国において新たに海外職員となった者には、その日から住居手当を支給する。

3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた海外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。

4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる海外職員には、第1項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。

5 海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該海外職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、当該海外職員が死亡当時伴っていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。

6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(配偶者手当の支給額)

第14条 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける海外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の20/100に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員給与規程別表第1の適用を受ける海外職員でその等級が1等級に格付けられているものに支給する配偶者手当の月額、第10条に規定する在勤基本手当の月額の20/100に相当する額から6,500円を減じた額とする。

(配偶者手当の支給期間)

第15条 配偶者手当は、海外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該海外職員の配偶者が当該海外職員の在勤地に到着した日の翌日(海外職員の配偶者が当該海外職員の在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日)から、当該海外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日)まで、支給する。

2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる海外職員には、前項の規定にかかわらず、180日以内の期間においてその事故の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。

3 配偶者手当を受ける海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。ただし、当該海外職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、引き続き当該海外職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(配偶者手当を受ける海外職員の扶養手当)

第16条 配偶者手当を受ける海外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。

(子女教育手当の支給額)

第17条 子女教育手当の月額は、年少子女1人につき8,000円とする。

2 海外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として理事長が指定する地(以下この項及び第5項において「指定地」という。)に勤務する海外職員の年少子女(6歳以上の年少子女であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)が当該指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該海外職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額(我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し海外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として別に定める額をいう。以下この条において同じ。)を控除した額を加算した額とする。

- 一 海外職員の年少子女が当該海外職員の勤務する指定地において学校教育を受ける場合にあっては、次の額のうちいずれか少ない額
 - イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費(別途定める費目に係るものに限る。以下この条において「必要経費」という。)として理事長が当該海外職員の勤務する指定地において標準的であると認定する額
 - ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額
- 二 海外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあっては、次の額のうち最も少ない額
 - イ 前号イに規定する額
 - ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として理事長が標準的であると認定する額
 - ハ 前号ロに規定する額

3 海外職員の勤務する地であって、当該海外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として理事長が定める地に勤務する海外職員の年少子女が当該海外職員の勤務する地以外の地(本邦を除く。)において学校教育を受けるときにおける当該海外職員に支給する子女教育手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき同項の額に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。

- 一 海外職員の勤務する地以外の地における学校教育に係る必要経費として理事長が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額
- 二 前項第一号ロに規定する額

4 前二項の場合において、海外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設(理事長が指定する施設に限る。)が所在し、かつ、当該年少子女が当該

在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として理事長が定める場合に該当しないときは、加算される額は、150,000 円を限度とする。

- 5 指定地に勤務する海外職員の年少子女(6歳未満の年少子女、又は6歳以上の年少子女であって学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして理事長が認める 教育施設において教育を受けべきものに限る。)が当該指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該海外職員に支給する子女教育手当の月額、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、43,000 円を限度とする。

(子女教育手当の支給期間)

第18条 子女教育手当は、海外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該海外職員の年少子女(次項の規定に該当する場合を除く。以下この項において同じ。)が当該海外職員の在勤地に到着した日の翌日(海外職員の年少子女が当該海外職員の在勤地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては年少子女に該当することとなった日)から当該海外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その年少子女がその日の前に帰国する場合(その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。))にあっては、その年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日)まで支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

- 2 海外職員の年少子女が当該海外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると理事長が認める場合に限り、前項の規定に準じて別に定めるところにより、当該海外職員に子女教育手当を支給する。
- 3 子女教育手当を受ける海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。
- 4 前各項に定めるもののほか、第1項ただし書の期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(租税公課)

第19条 海外職員が在勤地において勤務することにより租税公課を課せられるときは、その租税公課の額に相当する額を機構が負担することができるものとする。

(給与の端数計算)

第20条 本邦通貨をもって定められた海外給与及び在勤手当を外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

- 2 外国通貨をもって定められた海外職員の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

(準用)

第21条 この規程並びに別に定めるもののほか、海外職員の給与について必要な事項は、職員給与規程及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成21年4月1日(以下「基準日」という。)以前に日本国外で勤務する者(以下「海外職員」という。)に支給されていた給与等においては、この規程のうちの「海外本俸」は基準日以前の職員給与規程(独立行政法人日本貿易振興機構規程第4号。以下「職員給与規程」という。)の「在勤加俸」に、「在勤基本手当」は基準日以前の職員給与規程の「在勤本俸」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 基準日以前から引き続き適用される規程及び契約等であって職員給与規程の規定を準用すること等としているもののうち、海外職員に係る規定については基準日以降この規程に準拠することとする。この場合、基準日以前の職員給与規程の「在勤加俸」はこの規程のうちの「海外本俸」に、「在勤本俸」はこの規程のうちの「在勤基本手当」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成21年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成21年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成22年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 22 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度額表のうち、ニューヨーク、サンチャゴ、ブエノスアイレス、ホンコン、シンガポール、バンコック、マニラ、ソウル、ペキン、シヤンハイ、ダイレン、コウシュウ、ハノイ、ヤンゴン、プノンペン、オークランド、パリ、ロンドン、デュッセルドルフ、ジュネーブ、ウィーン、マドリード、ワルシャワ、ブダペスト、モスクワ、ベルリン、ヘルシンキ、第二住居手当月額限度額表のうち、ベトナム、カンボジア、シンガポール、タイ、大韓民国、中華人民共和国 a、中華人民共和国 b、中華人民共和国 c、中華人民共和国 d、中華人民共和国 f、フィリピン、ミャンマー、アメリカ合衆国 i、アメリカ合衆国 l、アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、チリ、オーストリア、スイス、スロバキア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ポーランド、セルビア、英国、ロシア a、ニュージーランド、クウェート、サウジアラビア b、トルコ a、レバノン、アルジェリア、チュニジアの各在勤地に勤務する職員であって平成 22 年3月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 22 年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 22 年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 22 年 11 月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 23 年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 23 年3月4日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 23 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 23 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 23 年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 23 年 11 月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 24 年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 24 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 24 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 次に掲げる職員であって、平成 24 年3月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 一 別表第2:第一住居手当月額限度額表のうち、ジャカルタ、シャンハイ、ウィーン、ベルリン、第二住居手当月額限度額表のうち、インドネシア、中華人民共和国 c、キューバ、オーストリア、ドイツ、ブルガリアの各在勤地に勤務する職員
 - 二 別表第2:第一住居手当月額限度額表のうち、サンパウロ、チェンナイ、第二住居手当月額限度額表のうち、インド d、ブラジル a、ブラジル b 以外の各在勤地に勤務する職員であって、住居手当の支給に関して別表第2の1号の号の適用を受けるもの(前号に掲げる職員を除く。)

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 24 年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 24 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 24 年 11 月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 25 年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 25 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度額表のうち、カラチ、ムンバイ、第二住居手当月額限度額表のうち、ムンバイ、パキスタン b、マラウイの各在勤地に勤務する職員であって平成 25 年3月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 25 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 25 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 26 年 4 月 22 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 26 年 8 月 15 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 26 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 26 年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 27 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 27 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度額表のうち、サンパウロ、チンタオ、ホーチミン、第二住居手当月額限度額表のうち、インド b、ベトナム b、中華人民共和国 f、ブラジル a、カザフスタン、ロシア b の各在勤地に勤務する職員であって平成 27 年3月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 27 年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 27 年4月1日から適用する。

- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 27 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 27 年 12 月 17 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。ただし、第一在勤基本手当月額表のサンパウロ、メキシコ、ボゴタ、モスクワ、サンクトペテルブルク、クアラルンプール、シドニー、オークランド、トロント、バンクーバー、サンチャゴ、ヨハネスブルク、第二在勤基本手当月額表のブラジル A、ブラジル B、ザンビア、マレーシア、コロンビア、メキシコ、ロシア A、ロシア B、オーストラリア A、オーストラリア B、オーストラリア C、ニュージーランド、ウガンダ、タンザニア、カナダ、チリ、カザフスタン、シリア、アルジェリア、南アフリカ共和国に係る部分については、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

- 3 別表第2: 第一住居手当月額限度表のうち、ホーチミン、サンクトペテルブルク、第二住居手当月額限度表のうち、インド b、ベトナム b、ロシア b の各在勤地に勤務する職員であって平成 28 年 3 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 28 年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 28 年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 28 年 11 月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 29 年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 29 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2: 第一住居手当月額限度表のうち、サンパウロ、サンクトペテルブルク、第二住居手当月額限度表のうち、インド b、ブラジル a、ブラジル b、ロシア b、ガボン、タンザニアの各在勤地に勤務する職員であって平成 29 年3月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居

手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 29 年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 29 年 11 月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 30 年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 30 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度表のうち、ボゴタ、ダイレン、チンタオ、セイト、ベンガルール、第二住居手当月額限度表のうち、中華人民共和国 d、中華人民共和国 e、中華人民共和国 f、コロンビア、スイス、チュニジアの各在勤地に勤務する職員であって平成 30 年3月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 30 年5月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 30 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 30 年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 31 年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和元年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和元年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和2年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和2年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和2年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年1月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年2月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

3 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、サンパウロ、(2)第二住居手当限度額表のうち、ブラジル a、ブラジル b、ブラジル c の各在勤地に勤務する職員であって令和3年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年8月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年11月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年8月1日から適用する。ただし、第一在勤基本手当月額表のヤンゴン、ビエンチャン、第二在勤基本手当月額表のミャンマー、ラオスに係る部分については、令和4年1月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

3 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、ベンガルールに勤務する職員であって、令和4年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年8月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年8月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年8月1日から適用する。ただし、第一在勤基本手当月額表のビエンチャン、モスクワ、サンクトペテルブルク、第二在勤基本手当月額表のラオス、コスタリカ、ブルガリア、ロシア A、ロシア B、ザンビア、ジンバブエに係る部分については、令和4年11月1日から適用する。

2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年1月1日から適用する。ただし、附則別表の規程は、令和4年4月1日から適用する
- 2 附則別表に定める在勤地に係る海外職員給与等に関する規程第10条で定める額は、令和4年4月から7月までの月分については、当該在勤地につきそれぞれ同表に定める額とする。
- 3 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附則に次の附則別表を加える。

在 勤 基 本 手 当 月 額 表

附則別表

(1) 第一在勤基本手当月額表

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1 号				2 号		3 号		4 号		5 号		6 号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
北米	ワシントン	643,900	631,100	621,500	602,300	583,200	564,100	525,900	494,000	446,200	382,500	331,500	306,000	280,400	255,000
	ニューヨーク	781,900	730,100	662,600	642,200	621,800	601,400	560,700	526,700	475,700	407,800	353,400	326,300	299,100	271,900
	サンフランシスコ	677,300	654,700	630,600	611,200	591,800	572,400	533,600	501,200	452,700	388,100	336,300	310,400	284,600	258,800
	ロサンゼルス	695,500	672,500	648,200	628,200	608,300	588,400	548,400	515,200	465,300	398,900	345,700	319,100	292,500	266,000
	シカゴ	669,400	644,600	617,100	598,100	579,100	560,100	522,200	490,500	443,100	379,800	329,100	303,800	278,500	253,200
	ヒューストン	632,600	609,400	583,400	565,500	547,500	529,600	493,700	463,700	418,900	359,000	311,100	287,200	263,300	239,400
	アトランタ	631,000	611,000	590,200	572,100	553,900	535,800	499,400	469,100	423,700	363,200	314,800	290,600	266,400	242,200
	トロント	567,400	548,600	528,500	512,200	495,900	479,700	447,200	420,100	379,400	325,300	281,900	260,200	238,500	216,800
バンクーバー	587,000	565,000	540,100	523,500	506,900	490,300	457,000	429,300	387,800	332,400	288,100	265,900	243,700	221,600	
中南米	カラカス	1,017,800	1,000,600	987,600	961,800	935,900	910,000	858,300	815,200	750,500	664,300	595,400	560,800	526,300	491,900
	サンチャゴ	542,500	531,700	523,700	507,600	491,400	475,300	443,100	416,200	375,900	322,300	279,300	257,800	236,300	214,800
	ブエノスアイレス	477,700	468,200	461,100	447,000	432,800	418,600	390,200	366,500	331,100	283,800	246,000	227,000	208,100	189,200
	サンパウロ	548,800	531,200	512,500	497,300	482,100	466,900	436,400	411,000	373,100	322,300	281,700	261,500	241,100	220,900
	メキシコ	559,300	548,600	540,600	524,500	508,400	492,400	460,200	433,400	393,200	339,600	296,700	275,200	253,800	232,400
	ボゴタ	562,800	553,200	546,100	531,800	517,500	503,100	474,500	450,700	414,900	367,200	329,000	310,000	290,900	271,800
リマ	557,800	547,600	540,100	524,800	509,600	494,300	463,900	438,500	400,400	349,700	309,000	288,700	268,400	248,100	
アジア	ホンコン	778,000	752,000	724,300	702,000	679,700	657,400	612,800	575,700	520,000	445,700	386,300	356,600	326,900	297,200
	シンガポール	612,900	600,800	591,700	573,500	555,200	537,000	500,600	470,300	424,800	364,100	315,500	291,200	267,000	242,700
	ニューデリー	570,200	560,800	553,700	539,800	525,800	511,800	483,800	460,500	425,500	378,900	341,600	322,900	304,200	285,600
	バンコック	511,900	501,700	494,100	478,900	463,700	448,500	418,100	392,800	354,800	304,100	263,500	243,300	223,000	202,800
	マニラ	473,800	464,700	457,900	444,400	430,900	417,300	390,300	367,700	333,900	288,700	252,600	234,600	216,500	198,500
	ソウル	559,100	548,100	539,800	523,100	506,500	489,900	456,700	429,100	387,500	332,200	287,900	265,800	243,600	221,500
	クアラルンプール	469,500	460,200	453,200	439,300	425,400	411,500	383,500	360,200	325,400	278,900	241,700	223,100	204,600	185,900
	コロンボ	462,900	454,800	448,700	436,600	424,500	412,400	388,200	368,000	337,800	297,400	265,100	248,900	232,800	216,700
	ジャカルタ	472,500	463,500	456,800	443,300	429,800	416,300	389,300	366,800	333,000	288,000	252,000	234,000	216,000	198,000
	カラチ	609,000	597,000	584,800	573,000	561,300	549,500	526,000	506,500	477,100	437,900	406,600	391,000	375,300	359,700
	ダッカ	654,400	644,500	637,100	622,200	607,300	592,400	562,600	537,800	500,500	450,900	411,100	391,300	371,400	351,600
	ペキン	677,900	664,900	655,100	635,500	615,900	596,300	557,100	524,400	475,400	410,000	357,800	331,700	305,500	279,400
	シャanghai	724,400	697,600	667,500	647,000	626,500	606,000	564,900	530,600	479,300	410,900	356,000	328,700	301,200	273,900
	ダレイン	603,500	584,500	564,400	547,600	530,800	514,100	480,400	452,400	410,300	354,300	309,400	287,000	264,600	242,200
	コウジュウ	659,500	636,500	611,400	592,600	573,800	555,000	517,300	486,000	438,900	376,300	326,100	301,000	275,900	250,800
	チンタオ	570,500	563,500	561,500	544,200	527,000	509,700	475,100	446,300	403,100	345,500	299,400	276,400	253,400	230,400
	ブカン	677,900	664,900	655,100	635,500	615,900	596,300	557,100	524,400	475,400	410,000	357,800	331,700	305,500	279,400
	セイト	605,000	583,000	558,200	541,600	525,000	508,400	475,100	447,400	405,800	350,500	306,100	284,000	261,800	239,700
	ハノイ	455,800	447,100	440,600	427,700	414,700	401,800	375,800	354,200	321,800	278,600	244,100	226,800	209,500	192,200
	ムンバイ	619,800	604,200	588,300	573,300	558,200	543,200	513,000	487,900	450,300	400,100	360,000	339,900	319,900	299,800
チェンナイ	607,200	598,800	593,800	578,600	563,400	548,100	517,700	492,300	454,200	403,500	362,900	342,600	322,300	302,000	
ベンガルルル	579,000	573,000	571,300	556,800	542,200	527,700	498,600	474,400	438,100	389,700	350,900	331,600	312,100	292,800	
アムステルダム	619,800	604,200	588,300	573,300	558,200	543,200	513,000	487,900	450,300	400,100	360,000	339,900	319,900	299,800	
ヤンゴン	542,200	533,100	526,300	512,500	498,800	485,100	457,700	434,900	400,700	355,000	318,400	300,200	281,900	263,700	
ホーチミン	503,700	486,300	467,000	453,200	439,400	425,500	397,900	374,900	340,300	294,300	257,400	239,000	220,600	202,200	
フロンペン	555,000	545,000	537,400	522,200	507,100	491,900	461,600	436,400	398,500	348,000	307,600	287,400	267,200	247,100	
ビエンチャン	571,700	561,400	553,700	538,400	523,000	507,700	476,900	451,200	412,800	361,500	320,500	300,100	279,500	259,000	
タイハイ	778,000	752,000	724,300	702,000	679,700	657,400	612,800	575,700	520,000	445,700	386,300	356,600	326,900	297,200	

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号				2号		3号		4号		5号		6号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
大洋州	シドニー	531,000	513,000	493,500	478,300	463,100	447,900	417,600	392,300	354,300	303,700	263,200	242,900	222,700	202,500
	オークランド	534,400	527,600	525,400	509,200	493,100	476,900	444,600	417,600	377,200	323,400	280,300	258,700	237,200	215,600
欧州	パリ	520,400	510,100	502,400	486,900	471,500	456,100	425,100	399,300	360,700	309,200	267,900	247,300	226,700	206,100
	ロンドン	613,900	601,800	592,700	574,400	556,200	537,900	501,500	471,100	425,500	364,700	316,100	291,800	267,500	243,200
	デュッセルドルフ	530,800	513,200	494,500	479,300	464,100	448,900	418,400	393,000	355,100	304,300	263,700	243,500	223,100	202,900
	ジュネーブ	780,300	764,800	753,200	730,000	706,800	683,700	637,300	598,700	540,800	463,500	401,800	370,800	339,900	309,100
	ミラノ	548,800	531,200	512,800	497,000	481,200	465,400	433,900	407,600	368,200	315,500	273,500	252,500	231,400	210,400
	ウィーン	564,600	553,400	545,100	528,300	511,500	494,700	461,200	433,200	391,300	335,400	290,700	268,300	246,000	223,700
	ブラッセル	521,300	511,000	503,300	487,800	472,300	456,800	425,800	400,000	361,400	309,700	268,400	247,800	227,100	206,500
	アムステルダム	519,300	509,000	501,300	485,800	470,400	455,000	424,100	398,500	359,900	308,500	267,400	246,800	226,300	205,700
	マトリート	486,400	476,800	469,600	455,100	440,700	426,200	397,300	373,300	337,100	289,000	250,500	231,200	212,000	192,700
	ブカレスト	462,800	453,600	446,800	433,000	419,300	405,500	378,000	355,100	320,800	275,000	238,200	220,000	201,600	183,300
	ワルシャワ	423,700	415,300	409,100	396,500	383,900	371,300	346,100	325,100	293,700	251,700	218,200	201,300	184,600	167,900
	ミュンヘン	497,800	492,200	491,300	476,200	461,100	446,000	415,700	390,500	352,700	302,300	262,000	241,800	221,700	201,600
	ブダペスト	438,700	430,000	423,500	410,500	397,500	384,500	358,400	336,600	304,000	260,600	225,900	208,500	191,200	173,800
	モスクワ	537,000	526,700	518,900	503,500	488,100	472,700	441,900	416,200	377,600	326,300	285,200	264,600	244,100	223,600
	サンクトペテルブルク	499,000	491,000	486,400	472,000	457,600	443,200	414,300	390,300	354,200	306,300	267,800	248,600	229,400	210,200
	ベルリン	515,300	505,100	497,400	482,100	466,800	451,500	420,900	395,400	357,100	306,100	265,300	244,900	224,500	204,100
	プラハ	546,700	535,800	527,700	511,400	495,200	479,000	446,500	419,500	378,900	324,700	281,400	259,800	238,100	216,500
タシケント	466,200	458,100	452,000	439,800	427,600	415,400	391,000	370,600	340,100	299,400	266,900	250,700	234,400	218,200	
中東	テヘラン	574,400	566,300	560,200	548,100	536,000	523,900	499,600	479,400	449,100	408,700	376,400	360,300	344,100	328,000
	イスタンブール	426,200	395,100	394,400	404,500	392,700	380,900	357,300	337,500	308,100	268,700	237,200	221,400	205,700	189,900
	カイロ	506,800	497,900	491,200	477,900	464,500	451,100	424,500	402,300	368,900	324,500	288,800	271,000	253,300	235,400
	ラバト	491,000	481,600	474,500	460,400	446,400	432,400	404,300	380,900	345,800	299,000	261,500	242,700	224,000	205,300
	アディスアベバ	642,700	633,300	626,300	612,300	598,300	584,300	556,300	532,900	497,900	451,200	413,800	395,200	376,500	357,800
	アクラ	625,500	616,100	609,100	595,100	581,000	567,000	538,900	515,500	480,400	433,700	396,300	377,600	358,800	340,100
	ナイロビ	594,400	584,600	577,200	562,500	547,800	533,100	503,700	479,100	442,400	393,300	354,100	334,400	314,800	295,200
	ヨハネスブルグ	514,300	505,000	498,000	484,100	470,100	456,200	428,300	405,100	370,300	323,800	286,700	268,000	249,500	230,900
	ラゴス	760,000	749,000	740,700	724,300	707,900	691,400	658,600	631,300	590,200	535,500	491,700	469,800	447,800	426,000
	アビジアン	733,600	722,400	714,000	697,300	680,600	664,000	630,500	602,700	560,900	505,200	460,600	438,400	416,100	393,800
	トバイ	625,400	616,600	612,700	593,800	575,000	556,100	518,400	487,000	439,900	377,100	326,800	301,700	276,500	251,400
リヤド	725,900	714,200	705,500	687,900	670,400	652,800	617,700	588,500	544,600	486,100	439,300	415,900	392,500	369,100	
テルアビブ	713,900	700,200	689,800	669,200	648,500	627,900	586,500	552,000	500,300	431,500	376,300	348,800	321,200	293,700	
マプト	618,900	610,100	603,500	590,300	577,100	563,900	537,400	515,400	482,400	438,300	403,000	385,500	367,800	350,200	

備考

- この表は、事務に従事する職員に適用する。
- 1号の4以上の在勤基本手当の適用を受ける所長であって理事長が定めた者の在勤基本手当は、その者の在勤地の1号の3に1号の4を加算した額を2で除し、115/100を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
ただし、外務公務員の在勤基本手当月額表の「特号」または「総領事」を超えないこととする。

附則別表

(2) 第二在勤基本手当月額表
(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号	
ア	インドA	546,800	518,800	472,100	425,500	378,900	
	インドB	554,300	525,900	478,400	431,000	383,600	
	インドC	580,800	550,700	500,500	450,300	400,100	
	インドD	586,200	555,800	505,000	454,200	403,500	
	インドネシア	450,000	423,000	378,000	333,000	288,000	
	ベトナムA	434,200	408,200	365,000	321,800	278,600	
	ベトナムB	460,100	432,500	386,400	340,300	294,300	
	カンボジア	529,800	499,500	449,000	398,500	348,000	
	シンガポール	582,600	546,100	485,500	424,800	364,100	
	スリランカ	442,600	418,400	378,100	337,800	297,400	
	タイ	486,500	456,100	405,500	354,800	304,100	
	大韓民国	531,500	498,200	442,900	387,500	332,200	
	ジ	中華人民共和国A	645,300	606,100	540,700	475,400	410,000
		中華人民共和国B	602,000	564,400	501,700	438,900	376,300
		中華人民共和国C	657,300	616,200	547,700	479,300	410,900
		中華人民共和国D	556,000	522,500	466,400	410,300	354,300
		中華人民共和国E	549,900	516,700	461,300	405,800	350,500
		中華人民共和国F	552,900	518,300	460,700	403,100	345,500
		中華人民共和国G	713,200	668,500	594,300	520,000	445,700
	ア	パキスタンA	568,400	544,200	504,000	463,800	423,500
		パキスタンB	578,900	555,400	516,200	477,100	437,900
		バングラデシュ	629,600	599,900	550,200	500,500	450,900
		フィリピン	451,200	424,100	379,000	333,900	288,700
		マレーシア	446,200	418,400	371,900	325,400	278,900
		ミャンマー	519,400	491,900	446,300	400,700	355,000
		ラオス	546,000	515,300	464,000	412,800	361,500
		台湾	713,200	668,500	594,300	520,000	445,700
北米		アメリカ合衆国A	611,900	573,700	509,900	446,200	382,500
		アメリカ合衆国B	581,100	544,900	484,300	423,700	363,200
	アメリカ合衆国C	620,900	582,100	517,400	452,700	388,100	
	アメリカ合衆国D	574,500	538,600	478,700	418,900	359,000	
	アメリカ合衆国E	607,600	569,600	506,300	443,100	379,800	
	アメリカ合衆国F	550,100	515,700	458,400	401,000	343,800	
	アメリカ合衆国G	560,100	525,100	466,700	408,400	350,100	
	アメリカ合衆国H	576,800	540,800	480,700	420,600	360,500	
	アメリカ合衆国I	652,400	611,600	543,700	475,700	407,800	
	アメリカ合衆国J	574,500	538,600	478,700	418,900	359,000	
	アメリカ合衆国K	574,500	538,600	478,700	418,900	359,000	
	アメリカ合衆国L	609,500	571,300	507,900	444,400	380,900	
	アメリカ合衆国M	575,000	539,100	479,200	419,300	359,400	
	アメリカ合衆国N	557,200	522,400	464,300	406,300	348,200	
	アメリカ合衆国O	638,200	598,300	531,800	465,300	398,900	
	カナダ	520,400	487,800	433,600	379,400	325,300	

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
中南米	アルゼンチン	454,100	425,700	378,400	331,100	283,800
	ベネズエラ	974,700	923,000	836,700	750,500	664,300
	ウルグアイ	551,800	517,300	459,800	402,300	344,900
	キューバ	536,600	512,600	472,700	432,700	392,800
	コスタリカ	483,000	454,000	405,500	357,100	308,700
	コロンビア	538,900	510,300	462,600	414,900	367,200
	チリ	515,600	483,400	429,700	375,900	322,300
	ブラジルA	504,900	474,500	423,700	373,100	322,300
	ブラジルB	535,800	505,100	454,000	402,800	351,700
	ブラジルC	489,000	459,500	410,500	361,400	312,400
	ペルー	532,400	501,900	451,200	400,400	349,700
	メキシコ	532,500	500,400	446,800	393,200	339,600
	エクアドル	572,400	539,400	484,500	429,600	374,600
	欧州	イタリア	482,800	452,600	402,300	352,000
オーストリア		536,700	503,100	447,200	391,300	335,400
オランダ		493,600	462,700	411,300	359,900	308,500
カザフスタン		491,500	466,300	424,200	382,100	340,000
スイス (ジュネーブ)		741,600	695,300	618,000	540,800	463,500
スウェーデン		520,600	488,100	433,800	379,600	325,400
スペインA		462,300	433,400	385,300	337,100	289,000
スペインB		473,100	443,600	394,300	345,000	295,700
スロバキア		451,600	423,500	376,400	329,300	282,300
チェコ		519,600	487,100	433,000	378,900	324,700
ドイツ		489,800	459,200	408,200	357,100	306,100
ハンガリー		417,000	391,000	347,500	304,000	260,600
フランスA		494,600	463,800	412,200	360,700	309,200
フランスB		486,900	456,500	405,700	355,100	304,300
ブルガリア		430,700	403,800	358,900	314,100	269,200
ベルギー		495,500	464,600	412,900	361,400	309,700
ポーランド		402,800	377,600	335,600	293,700	251,700
セルビア		452,000	424,800	379,600	334,400	289,300
英国		583,600	547,000	486,300	425,500	364,700
ロシアA		511,200	480,400	429,000	377,600	326,300
ロシアB	459,500	434,300	392,100	350,000	307,900	
デンマーク	588,500	551,700	490,400	429,100	367,800	

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
大洋州	オーストラリアA	478,400	448,500	398,600	348,800	299,000
	オーストラリアB	485,900	455,500	404,900	354,300	303,700
	オーストラリアC	498,100	467,000	415,100	363,200	311,300
	ニュージーランド	513,100	481,100	427,600	374,100	320,700
	パプアニューギニア	674,100	642,600	590,200	537,800	485,500
	フィジー	484,500	455,300	406,700	358,100	309,500
中東	アラブ首長国連邦	573,000	537,200	477,500	417,900	358,200
	イエメン	855,100	814,600	747,100	679,600	612,100
	イスラエル	679,500	638,200	569,300	500,300	431,500
	イラク	642,500	617,000	574,600	532,100	489,600
	イラン	554,100	529,900	489,500	449,100	408,700
	クウェート	554,600	522,700	469,600	416,500	363,500
	カタール	549,300	516,100	460,700	405,400	350,000
	サウジアラビアA	696,700	661,600	603,100	544,600	486,100
	サウジアラビアB	639,400	604,400	546,300	488,200	430,000
	シリア	572,600	541,900	490,700	439,500	388,300
	トルコA	411,900	388,900	350,600	312,400	274,100
	トルコB	410,400	386,800	347,400	308,100	268,700
	レバノン	664,200	625,500	561,000	496,400	432,000
アフリカ	アルジェリア	539,300	510,600	462,900	415,200	367,400
	ウガンダ	591,500	563,000	515,400	467,900	420,300
	エジプト	484,600	457,800	413,400	368,900	324,500
	エチオピア	619,300	591,300	544,600	497,900	451,200
	エリトリア	666,700	635,800	584,100	532,400	480,900
	ガーナ	602,100	574,000	527,200	480,400	433,700
	ガボン	733,000	695,600	633,300	571,100	508,800
	ケニア	569,900	540,500	491,400	442,400	393,300
	コンゴ共和国	766,500	731,600	673,300	615,000	556,700
	ザンビア	494,100	470,400	430,800	391,200	351,700
	ジンバブエ	599,000	574,600	533,700	492,800	452,100
	コートジボワール	705,700	672,300	616,600	560,900	505,200
	タンザニア	571,300	544,100	498,900	453,600	408,300
	チュニジア	413,400	391,500	355,000	318,500	282,000
	ナイジェリア	732,500	699,700	644,900	590,200	535,500
	南アフリカ共和国	491,000	463,100	416,700	370,300	323,800
	モロッコ	467,500	439,400	392,600	345,800	299,000
	モザンビーク	596,900	570,500	526,400	482,400	438,300
	マラウイ	592,700	566,700	523,300	479,800	436,400

備考

- この表は、研究に従事する職員に適用する。
- 第二在勤基本手当月額表の在勤地中、国名に地名及び記号の付記があるものの地域区分は、「領事館の管轄区域を定める訓令」（昭和29年外務省訓令第25号）によるものとする。
- インドの地域区分は、次のとおりとする。
 - インド中、B、C、Dに属さない地域
 - コルカタ
 - ムンバイ
 - チェンナイ
- 中華人民共和国の地域区分は、次のとおりとする。
 - 中華人民共和国中、B、C、D、E、F、Gに属さない地域

- B 広州
 - C 上海
 - D 瀋陽
 - E 重慶
 - F 青島
 - G 香港
5. パキスタンの地域区分は、次のとおりとする。
- A パキスタン中、Bに属さない地域
 - B カラチ
6. アメリカ合衆国の地域区分は、次のとおりとする。
- A ジストリクトオブコロンビア
 - B アトランタ
 - C サンフランシスコ
 - D シアトル
 - E シカゴ
 - F デトロイト
 - G デンバー
 - H ナッシュビル
 - I ニューヨーク
 - J ヒューストン
 - K ポートランド
 - L ボストン
 - M ホノルル
 - N マイアミ
 - O ロサンゼルス
7. ブラジルの地域区分は、次のとおりとする。
- A サンパウロ
 - B リオデジャネイロ
 - C ブラジリア
8. ロシアの地域区分は、次のとおりとする。
- A ロシア中、B及びウラジオストク、サンクトペテルブルグに属さない地域
 - B ハバロフスク
9. オーストラリアの地域区分は、次のとおりとする。
- A キャンベラ
 - B シドニー
 - C メルボルン
10. サウジアラビアの地域区分は、次のとおりとする。
- A リヤド
 - B ジッダ
11. トルコの地域区分は、次のとおりとする。
- A トルコ中、Bに属さない地域
 - B イスタンブール
12. フランスの地域区分は、次のとおりとする。
- A パリ
 - B マルセイユ
13. ベトナムの地域区分は、次のとおりとする。
- A ハノイ
 - B ホーチミン
14. スペインの地域区分は、次のとおりとする。
- A マドリード
 - B バルセロナ

在 勤 基 本 手 当 月 額 表

別表第1

(1) 第一在勤基本手当月額表

(令和5年1月～)

(単位：円)

地域	在勤地	1 号				2 号		3 号		4 号		5 号		6 号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
北米	ワシントン	708,200	694,200	683,700	662,700	641,600	620,600	578,500	543,400	490,900	420,800	364,600	336,600	308,500	280,500
	ニューヨーク	855,600	800,400	728,900	706,500	684,000	661,600	616,700	579,400	523,300	448,600	388,700	358,800	329,000	299,100
	サンフランシスコ	751,700	724,300	693,700	672,300	651,000	629,700	587,000	551,400	498,100	426,900	370,000	341,500	313,000	284,600
	ロサンゼルス	758,300	735,800	713,000	691,000	669,100	647,200	603,300	566,700	511,900	438,800	380,300	351,000	321,800	292,500
	シカゴ	732,900	707,100	678,900	658,000	637,100	616,200	574,400	539,600	487,400	417,800	362,100	334,200	306,400	278,600
	ヒューストン	697,000	671,000	641,800	622,000	602,300	582,500	543,000	510,100	460,800	394,900	342,300	316,000	289,600	263,300
	アトランタ	695,200	672,800	649,300	629,300	609,300	589,300	549,400	516,100	466,100	399,500	346,200	319,600	293,000	266,400
	トロント	576,300	557,700	537,900	521,400	504,800	488,300	455,200	427,600	386,200	331,000	286,900	264,800	242,700	220,700
バンクーバー	596,000	574,000	549,500	532,500	515,600	498,700	464,900	436,700	394,500	338,100	293,000	270,500	248,000	225,500	
中南米	カラカス	853,800	838,900	827,600	805,300	783,000	760,700	716,000	678,700	629,300	561,200	506,800	479,600	452,300	425,200
	サンチャゴ	549,400	538,500	530,300	514,000	497,700	481,300	448,700	421,600	380,800	326,300	282,900	261,100	239,300	217,600
	ブエノスアイレス	477,700	468,200	461,100	447,000	432,800	418,600	390,200	366,500	331,100	283,800	246,000	227,000	208,100	189,200
	サンパウロ	548,800	531,200	512,500	497,300	482,100	466,900	436,400	411,000	373,100	322,300	281,700	261,500	241,100	220,900
	メキシコ	587,900	576,900	568,600	551,900	535,300	518,600	485,200	457,400	414,600	358,000	312,700	290,000	267,300	244,700
	ボゴタ	558,300	548,900	541,800	527,600	513,400	499,300	470,900	447,300	411,800	364,600	326,800	307,900	289,000	270,100
リマ	575,400	564,900	557,100	541,300	525,600	509,800	478,300	452,000	412,700	360,100	318,100	297,100	276,000	255,100	
アジア	ホンコン	871,300	838,700	802,200	777,500	752,800	728,100	678,700	637,600	575,900	493,700	427,800	394,900	362,000	329,100
	シンガポール	653,400	640,500	630,800	611,400	592,000	572,600	533,800	501,400	452,900	388,200	336,400	310,600	284,700	258,800
	ニューデリー	594,900	585,000	577,700	563,000	548,300	533,500	504,000	479,500	442,700	393,600	354,300	334,600	315,000	295,400
	バンコック	533,000	522,500	514,500	498,700	482,900	467,000	435,400	409,000	369,500	316,600	274,400	253,400	232,200	211,100
	マニラ	499,600	490,100	482,900	468,600	454,300	440,000	411,300	387,500	351,700	304,100	266,000	246,900	227,800	208,700
	ソウル	567,600	556,300	547,900	531,000	514,100	497,300	463,600	435,500	393,400	337,100	292,200	269,700	247,200	224,800
	クアラルンプール	484,800	475,200	467,900	453,500	439,100	424,700	395,900	371,900	336,000	288,000	249,600	230,400	211,100	192,000
	コロンボ	440,100	432,700	427,100	415,900	404,700	393,500	371,000	352,400	324,400	287,000	257,100	242,200	227,300	212,400
	ジャカルタ	479,300	470,200	463,300	449,600	436,000	422,300	394,800	372,000	337,800	292,100	255,500	237,200	219,000	200,700
	カラチ	609,000	597,000	584,800	573,000	561,300	549,500	526,000	506,500	477,100	437,900	406,600	391,000	375,300	359,700
	ダッカ	680,100	669,700	661,900	646,200	630,500	614,900	583,600	557,500	518,300	466,100	424,400	403,500	382,600	361,800
	ペキン	677,900	664,900	655,100	635,500	615,900	596,300	557,100	524,400	475,400	410,000	357,800	331,700	305,500	279,400
	シャanghai	724,400	697,600	667,500	647,000	626,500	606,000	564,900	530,600	479,300	410,900	356,000	328,700	301,200	273,900
	ダレイン	603,500	584,500	564,400	547,600	530,800	514,100	480,400	452,400	410,300	354,300	309,400	287,000	264,600	242,200
	コウジュウ	659,500	636,500	611,400	592,600	573,800	555,000	517,300	486,000	438,900	376,300	326,100	301,000	275,900	250,800
	チンタオ	570,500	563,500	561,500	544,200	527,000	509,700	475,100	446,300	403,100	345,500	299,400	276,400	253,400	230,400
	ブカン	677,900	664,900	655,100	635,500	615,900	596,300	557,100	524,400	475,400	410,000	357,800	331,700	305,500	279,400
	セイト	604,500	583,500	560,200	543,500	526,800	510,100	476,800	449,000	407,300	351,600	307,200	284,900	262,700	240,500
	ハノイ	470,000	461,100	454,400	440,900	427,500	414,000	387,200	364,800	331,300	286,600	250,700	232,800	214,900	197,000
	ムンバイ	658,300	637,700	614,700	598,900	583,000	567,200	535,400	509,000	469,300	416,400	374,000	352,900	331,700	310,600
チェンナイ	633,900	626,100	622,400	606,300	590,200	574,200	541,900	515,000	474,800	421,100	378,200	356,700	335,300	313,700	
ベンガルルル	607,600	598,400	592,000	576,900	561,700	546,500	516,200	490,900	453,000	402,400	362,000	341,700	321,500	301,300	
アムステルダム	658,300	637,700	614,700	598,900	583,000	567,200	535,400	509,000	469,300	416,400	374,000	352,900	331,700	310,600	
ヤンゴン	542,200	533,100	526,300	512,500	498,800	485,100	457,700	434,900	400,700	355,000	318,400	300,200	281,900	263,700	
ホーチミン	512,300	495,700	478,100	463,900	449,700	435,500	407,300	383,700	348,300	301,100	263,300	244,400	225,600	206,700	
フロンペン	596,100	585,200	577,000	560,600	544,200	527,900	495,100	467,900	427,000	372,400	328,800	306,900	285,100	263,300	
ビエンチャン	543,400	533,700	526,400	511,900	497,300	482,800	453,700	429,500	393,200	344,700	306,000	286,600	267,200	247,900	
タイハイ	871,300	838,700	802,200	777,500	752,800	728,100	678,700	637,600	575,900	493,700	427,800	394,900	362,000	329,100	

(令和5年1月～)

(単位：円)

地域	在勤地	1号				2号		3号		4号		5号		6号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
大洋州	シドニー	549,000	531,000	511,700	495,900	480,200	464,400	433,000	406,700	367,400	314,900	272,900	251,900	230,900	210,000
	オークランド	562,700	553,300	547,800	530,900	514,100	497,200	463,500	435,400	393,300	337,100	292,100	269,600	247,200	224,700
欧州	パリ	550,000	539,100	531,000	514,600	498,300	482,000	449,300	422,100	381,200	326,800	283,200	261,500	239,700	217,900
	ロンドン	620,400	608,100	598,900	580,500	562,100	543,700	506,800	476,000	430,000	368,600	319,400	294,800	270,300	245,700
	デュッセルドルフ	557,600	540,400	522,500	506,400	490,300	474,200	442,100	415,300	375,100	321,500	278,600	257,200	235,800	214,400
	ジュネーブ	859,800	842,800	830,000	804,400	778,900	753,400	702,300	659,700	595,900	510,800	442,600	408,600	374,600	340,500
	ミラノ	586,500	565,500	542,200	525,500	508,800	492,100	458,800	431,000	389,300	333,600	289,200	266,900	244,700	222,500
	ウィーン	597,600	585,700	576,900	559,100	541,300	523,600	488,100	458,500	414,200	355,000	307,600	284,000	260,300	236,700
	ブレッセル	551,100	540,200	532,000	515,600	499,200	482,900	450,100	422,900	382,000	327,400	283,800	261,900	240,100	218,300
	アムステルダム	548,900	538,000	529,800	513,500	497,200	480,900	448,300	421,100	380,300	326,100	282,600	260,800	239,100	217,400
	マトリート	513,500	503,300	495,700	480,400	465,200	449,900	419,400	394,000	355,900	305,000	264,300	244,000	223,700	203,400
	ブカレスト	476,600	467,100	460,100	445,900	431,700	417,500	389,300	365,700	330,300	283,100	245,300	226,400	207,600	188,700
	ワルシャワ	423,700	415,300	409,100	396,500	383,900	371,300	346,100	325,100	293,700	251,700	218,200	201,300	184,600	167,900
	ミュンヘン	536,000	526,000	519,000	503,100	487,100	471,200	439,200	412,600	372,700	319,400	276,800	255,500	234,300	212,900
	ブダペスト	438,700	430,000	423,500	410,500	397,500	384,500	358,400	336,600	304,000	260,600	225,900	208,500	191,200	173,800
	モスクワ	630,100	618,000	608,900	590,700	572,500	554,300	518,000	487,700	442,300	381,600	333,200	308,900	284,700	260,500
	サンクトペテルブルク	589,500	580,500	575,400	558,200	541,100	524,000	489,700	461,100	418,200	361,100	315,300	292,400	269,600	246,700
	ベルリン	544,500	533,700	525,600	509,400	493,300	477,100	444,800	417,800	377,400	323,500	280,400	258,800	237,200	215,600
	プラハ	565,900	554,600	546,200	529,400	512,700	495,900	462,200	434,200	392,200	336,200	291,300	268,900	246,500	224,100
タシケント	499,000	490,000	483,200	469,700	456,200	442,700	415,800	393,300	359,600	314,600	278,700	260,700	242,700	224,800	
中東	テヘラン	599,600	590,800	584,200	571,100	557,900	544,800	518,500	496,600	463,700	419,900	384,800	367,200	349,700	332,200
	イスタンブール	397,600	395,100	394,400	384,100	373,000	361,900	339,900	321,500	293,900	257,000	227,500	212,800	198,100	183,300
	カイロ	506,800	497,900	491,200	477,900	464,500	451,100	424,500	402,300	368,900	324,500	288,800	271,000	253,300	235,400
	ラバト	497,600	488,100	481,000	466,700	452,500	438,300	409,800	386,000	350,400	302,900	265,000	246,000	227,000	208,000
	アディスアベバ	642,700	633,300	626,300	612,300	598,300	584,300	556,300	532,900	497,900	451,200	413,800	395,200	376,500	357,800
	アクラ	625,500	616,100	609,100	595,100	581,000	567,000	538,900	515,500	480,400	433,700	396,300	377,600	358,800	340,100
	ナイロビ	616,100	605,900	598,200	582,800	567,500	552,100	521,400	495,800	457,400	406,200	365,200	344,800	324,300	303,800
	ヨハネスブルグ	513,000	503,700	496,700	482,800	468,900	455,000	427,200	404,000	369,300	323,000	285,900	267,400	248,900	230,300
	ラゴス	818,300	806,200	797,100	779,000	760,800	742,700	706,300	676,100	630,700	570,200	521,700	497,500	473,300	449,100
	アビジヤン	733,600	722,400	714,000	697,300	680,600	664,000	630,500	602,700	560,900	505,200	460,600	438,400	416,100	393,800
	トバイ	689,100	678,900	673,900	653,200	632,500	611,800	570,300	535,800	483,900	414,700	359,400	331,800	304,200	276,500
リヤト	799,600	786,400	776,600	756,800	737,100	717,300	677,900	645,000	595,600	529,800	477,200	450,800	424,500	398,300	
テルアビブ	713,900	700,200	689,800	669,200	648,500	627,900	586,500	552,000	500,300	431,500	376,300	348,800	321,200	293,700	
マプト	659,200	649,600	642,300	627,800	613,300	598,800	569,800	545,600	509,400	461,100	422,400	403,000	383,700	364,400	

備考

- この表は、事務に従事する職員に適用する。
- 1号の4以上の在勤基本手当の適用を受ける所長であって理事長が定めた者の在勤基本手当は、その者の在勤地の1号の3に1号の4を加算した額を2で除し、115/100を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
ただし、外務公務員の在勤基本手当月額表の「特号」または「総領事」を超えないこととする。

(2) 第二在勤基本手当月額表
(令和5年1月～)

(単位：円)

地域	在 勤 地	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	
ア	インドA	570,300	540,900	491,800	442,700	393,600	
	インドB	582,300	552,100	501,800	451,400	401,000	
	インドC	606,800	575,100	522,200	469,300	416,400	
	インドD	614,300	582,200	528,500	474,800	421,100	
	インドネシア	456,500	429,100	383,400	337,800	292,100	
	ベトナムA	447,700	420,800	376,000	331,300	286,600	
	ベトナムB	471,000	442,600	395,500	348,300	301,100	
	カンボジア	568,800	536,000	481,500	427,000	372,400	
	シンガポール	621,100	582,300	517,600	452,900	388,200	
	スリランカ	421,500	399,100	361,700	324,400	287,000	
	タイ	506,600	474,900	422,200	369,500	316,600	
	大韓民国	539,500	505,700	449,600	393,400	337,100	
	ジ	中華人民共和国A	645,300	606,100	540,700	475,400	410,000
		中華人民共和国B	602,000	564,400	501,700	438,900	376,300
		中華人民共和国C	657,300	616,200	547,700	479,300	410,900
		中華人民共和国D	556,000	522,500	466,400	410,300	354,300
		中華人民共和国E	551,900	518,500	462,900	407,300	351,600
		中華人民共和国F	552,900	518,300	460,700	403,100	345,500
		中華人民共和国G	789,800	740,400	658,200	575,900	493,700
	ア	パキスタンA	568,400	544,200	504,000	463,800	423,500
パキスタンB		578,900	555,400	516,200	477,100	437,900	
バングラデシュ		654,000	622,700	570,500	518,300	466,100	
フィリピン		475,700	447,100	399,400	351,700	304,100	
マレーシア		460,700	431,900	383,900	336,000	288,000	
ミャンマー		519,400	491,900	446,300	400,700	355,000	
ラオス		519,100	490,100	441,600	393,200	344,700	
台湾		789,800	740,400	658,200	575,900	493,700	
北 米		アメリカ合衆国A	673,200	631,100	561,000	490,900	420,800
		アメリカ合衆国B	639,300	599,300	532,700	466,100	399,500
	アメリカ合衆国C	683,000	640,400	569,200	498,100	426,900	
	アメリカ合衆国D	631,900	592,400	526,600	460,800	394,900	
	アメリカ合衆国E	668,400	626,700	557,000	487,400	417,800	
	アメリカ合衆国F	605,000	567,200	504,200	441,200	378,200	
	アメリカ合衆国G	616,100	577,600	513,500	449,300	385,100	
	アメリカ合衆国H	634,500	594,800	528,800	462,700	396,500	
	アメリカ合衆国I	717,700	672,800	598,100	523,300	448,600	
	アメリカ合衆国J	631,900	592,400	526,600	460,800	394,900	
	アメリカ合衆国K	631,900	592,400	526,600	460,800	394,900	
	アメリカ合衆国L	669,400	627,600	557,800	488,100	418,300	
	アメリカ合衆国M	632,400	592,900	527,000	461,200	395,300	
	アメリカ合衆国N	612,900	574,600	510,800	446,900	383,000	
	アメリカ合衆国O	702,000	658,200	585,000	511,900	438,800	
	カナダ	529,700	496,500	441,400	386,200	331,000	

(令和5年1月～)

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
中南米	アルゼンチン	454,100	425,700	378,400	331,100	283,800
	ベネズエラ	816,500	771,800	697,300	629,300	561,200
	ウルグアイ	607,000	569,100	505,800	442,600	379,400
	キューバ	639,700	608,100	555,600	503,000	450,500
	コスタリカ	567,400	533,100	475,800	418,600	361,400
	コロンビア	534,700	506,300	459,100	411,800	364,600
	チリ	522,200	489,500	435,200	380,800	326,300
	ブラジルA	504,900	474,500	423,700	373,100	322,300
	ブラジルB	535,800	505,100	454,000	402,800	351,700
	ブラジルC	489,000	459,500	410,500	361,400	312,400
	ペルー	549,200	517,700	465,100	412,700	360,100
	メキシコ	560,300	527,000	471,300	414,600	358,000
	エクアドル	627,300	590,900	530,300	469,600	409,000
欧州	イタリア	510,100	478,200	425,100	372,000	318,800
	オーストリア	568,000	532,400	473,300	414,200	355,000
	オランダ	521,600	489,100	434,700	380,300	326,100
	カザフスタン	515,800	488,600	443,300	398,100	352,800
	スイス (ジュネーブ)	817,200	766,200	681,000	595,900	510,800
	スウェーデン	520,600	488,100	433,800	379,600	325,400
	スペインA	488,100	457,600	406,700	355,900	305,000
	スペインB	499,700	468,500	416,400	364,400	312,300
	スロバキア	476,500	446,800	397,100	347,500	297,800
	チェコ	537,800	504,300	448,200	392,200	336,200
	ドイツ	517,500	485,200	431,300	377,400	323,500
	ハンガリー	417,000	391,000	347,500	304,000	260,600
	フランスA	522,800	490,100	435,700	381,200	326,800
	フランスB	514,400	482,200	428,700	375,100	321,500
	ブルガリア	437,300	410,000	364,400	318,900	273,300
	ベルギー	523,800	491,000	436,500	382,000	327,400
	ポーランド	402,800	377,600	335,600	293,700	251,700
	セルビア	465,700	437,700	391,100	344,400	297,800
	英国	589,700	552,900	491,400	430,000	368,600
	ロシアA	599,800	563,400	502,800	442,300	381,600
ロシアB	560,300	528,000	474,400	420,800	367,000	
デンマーク	616,800	578,300	514,000	449,700	385,500	

(令和5年1月～)

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
大洋州	オーストラリアA	492,700	461,900	410,600	359,300	308,000
	オーストラリアB	503,800	472,300	419,900	367,400	314,900
	オーストラリアC	509,100	477,300	424,300	371,300	318,200
	ニュージーランド	534,400	501,000	445,300	389,700	334,000
	パプアニューギニア	743,500	707,800	648,100	588,400	528,800
	フィジー	492,200	462,600	413,200	363,800	314,400
中東	アラブ首長国連邦	636,100	596,300	530,100	463,900	397,600
	イエメン	855,100	814,600	747,100	679,600	612,100
	イスラエル	679,500	638,200	569,300	500,300	431,500
	イラク	681,100	652,600	605,100	557,600	510,000
	イラン	577,600	551,300	507,500	463,700	419,900
	クウェート	621,700	585,700	525,600	465,600	405,500
	カタール	584,100	549,000	490,500	431,500	372,400
	サウジアラビアA	766,700	727,200	661,400	595,600	529,800
	サウジアラビアB	699,300	662,000	599,600	534,800	470,000
	シリア	572,600	541,900	490,700	439,500	388,300
	トルコA	389,200	367,700	331,800	296,000	260,100
	トルコB	389,600	367,500	330,700	293,900	257,000
	レバノン	664,200	625,500	561,000	496,400	432,000
アフリカ	アルジェリア	572,500	541,800	490,600	439,400	388,200
	ウガンダ	618,800	588,500	538,100	487,700	437,300
	エジプト	484,600	457,800	413,400	368,900	324,500
	エチオピア	619,300	591,300	544,600	497,900	451,200
	エリトリア	681,200	649,400	596,200	543,100	483,500
	ガーナ	602,100	574,000	527,200	480,400	433,700
	ガボン	733,000	695,600	633,300	571,100	508,800
	ケニア	590,500	559,800	508,600	457,400	406,200
	コンゴ共和国	830,500	791,600	726,600	661,600	596,700
	ザンビア	577,600	550,800	500,700	450,500	400,200
	ジンバブエ	502,700	480,900	444,700	415,000	385,300
	コートジボワール	705,700	672,300	616,600	560,900	505,200
	タンザニア	619,900	589,600	539,100	488,600	438,100
	チュニジア	430,700	407,800	369,500	331,100	292,900
	ナイジェリア	788,000	751,800	691,200	630,700	570,200
	南アフリカ共和国	489,800	462,000	415,600	369,300	323,000
	モロッコ	473,900	445,400	397,900	350,400	302,900
	モザンビーク	635,000	606,100	557,700	509,400	461,100
	マラウイ	592,700	566,700	523,300	479,800	436,400

備考

- この表は、研究に従事する職員に適用する。
- 第二在勤基本手当月額表の在勤地中、国名に地名及び記号の付記があるものの地域区分は、「領事館の管轄区域を定める訓令」（昭和29年外務省訓令第25号）によるものとする。
- インドの地域区分は、次のとおりとする。
 - インド中、B、C、Dに属さない地域
 - コルカタ
 - ムンバイ
 - チェンナイ
- 中華人民共和国の地域区分は、次のとおりとする。
 - 中華人民共和国中、B、C、D、E、F、Gに属さない地域

- B 広州
 - C 上海
 - D 瀋陽
 - E 重慶
 - F 青島
 - G 香港
5. パキスタンの地域区分は、次のとおりとする。
- A パキスタン中、Bに属さない地域
 - B カラチ
6. アメリカ合衆国の地域区分は、次のとおりとする。
- A ジストリクトオブコロンビア
 - B アトランタ
 - C サンフランシスコ
 - D シアトル
 - E シカゴ
 - F デトロイト
 - G デンバー
 - H ナッシュビル
 - I ニューヨーク
 - J ヒューストン
 - K ポートランド
 - L ボストン
 - M ホノルル
 - N マイアミ
 - O ロサンゼルス
7. ブラジルの地域区分は、次のとおりとする。
- A サンパウロ
 - B リオデジャネイロ
 - C ブラジリア
8. ロシアの地域区分は、次のとおりとする。
- A ロシア中、B及びウラジオストク、サンクトペテルブルグに属さない地域
 - B ハバロフスク
9. オーストラリアの地域区分は、次のとおりとする。
- A キャンベラ
 - B シドニー
 - C メルボルン
10. サウジアラビアの地域区分は、次のとおりとする。
- A リヤド
 - B ジッダ
11. トルコの地域区分は、次のとおりとする。
- A トルコ中、Bに属さない地域
 - B イスタンブール
12. フランスの地域区分は、次のとおりとする。
- A パリ
 - B マルセイユ
13. ベトナムの地域区分は、次のとおりとする。
- A ハノイ
 - B ホーチミン
14. スペインの地域区分は、次のとおりとする。
- A マドリード
 - B バルセロナ

別表第2

(1) 第一住居手当月額限度額表
(令和4年4月～)

地域	在勤地	控除率	単位	1号	2号	3号	4号	備考
北米	ワシントン	17.5%	アメリカ合衆国ドル	3,190	2,822	2,453	2,208	
	ニューヨーク	9.9%	アメリカ合衆国ドル	5,652	5,000	4,348	3,913	
	サンフランシスコ	11.6%	アメリカ合衆国ドル	4,806	4,252	3,697	3,327	
	ロサンゼルス	16.4%	アメリカ合衆国ドル	3,404	3,011	2,618	2,356	
	シカゴ	15.3%	アメリカ合衆国ドル	3,655	3,234	2,812	2,531	
	ヒューストン	20.5%	アメリカ合衆国ドル	2,717	2,403	2,090	1,881	
	アトランタ	22.6%	アメリカ合衆国ドル	2,472	2,187	1,902	1,712	
	トロント	24.2%	カナダ・ドル	2,924	2,587	2,249	2,024	
	バンクーバー	23.0%	カナダ・ドル	3,081	2,725	2,370	2,133	
中南米	カラカス	15.5%	アメリカ合衆国ドル	3,599	3,183	2,768	2,491	
	サンチャゴ	28.1%	アメリカ合衆国ドル	1,985	1,757	1,527	1,374	
	ブエノスアイレス	16.1%	アメリカ合衆国ドル	3,464	3,065	2,665	2,399	
	サンパウロ	24.5%	アメリカ合衆国ドル	2,276	2,013	1,751	1,576	
	メキシコ	19.0%	アメリカ合衆国ドル	2,943	2,603	2,264	2,038	
	ボゴタ	26.3%	アメリカ合衆国ドル	2,120	1,876	1,631	1,468	
	リマ	24.0%	アメリカ合衆国ドル	2,325	2,057	1,788	1,609	
アジア	ホンコン	7.6%	香港ドル	56,760	50,211	43,662	39,296	
	シンガポール	9.3%	シンガポール・ドル	8,066	7,135	6,205	5,585	
	ニューデリー	20.9%	インド・ルピー	197,577	174,779	151,982	136,784	
	バンコック	16.1%	タイ・バーツ	108,580	96,051	83,523	75,171	
	マニラ	18.7%	アメリカ合衆国ドル	2,980	2,636	2,292	2,063	
	ソウル	16.4%	ウォン	3,830,487	3,388,508	2,946,529	2,651,876	
	クアラルンプール	35.7%	マレーシア・リンギ	6,494	5,746	4,996	4,496	
	コロombo	27.6%	アメリカ合衆国ドル	2,021	1,788	1,555	1,400	
	ジャカルタ	15.0%	アメリカ合衆国ドル	3,723	3,293	2,864	2,578	
	カラチ	22.9%	アメリカ合衆国ドル	2,441	2,159	1,877	1,689	
	ダッカ	25.9%	アメリカ合衆国ドル	2,157	1,909	1,660	1,494	
	ペキン	10.4%	アメリカ合衆国ドル	5,390	4,768	4,146	3,731	
	シャンハイ	11.4%	アメリカ合衆国ドル	4,886	4,322	3,758	3,382	
	ダイレン	13.4%	アメリカ合衆国ドル	4,154	3,675	3,195	2,876	
	コウシュウ	12.1%	アメリカ合衆国ドル	4,621	4,087	3,554	3,199	
	チンタオ	19.6%	アメリカ合衆国ドル	2,851	2,523	2,193	1,974	
	ブカン	10.4%	アメリカ合衆国ドル	5,390	4,768	4,146	3,731	
	セイト	14.7%	アメリカ合衆国ドル	3,807	3,368	2,929	2,636	
	ハノイ	12.0%	アメリカ合衆国ドル	4,668	4,130	3,591	3,232	
	ムンバイ	14.1%	インド・ルピー	292,262	258,539	224,816	202,334	
	チェンナイ	26.3%	インド・ルピー	156,944	138,835	120,726	108,653	
	ベンガルール	29.3%	インド・ルピー	140,774	124,531	108,288	97,459	
	アーメダバード	14.1%	インド・ルピー	292,262	258,539	224,816	202,334	
	ヤンゴン	8.8%	アメリカ合衆国ドル	6,323	5,594	4,864	4,378	
	ホーチミン	12.0%	アメリカ合衆国ドル	4,646	4,110	3,574	3,217	
	プノンペン	12.3%	アメリカ合衆国ドル	4,542	4,018	3,494	3,145	
	ビエンチャン	33.8%	アメリカ合衆国ドル	1,652	1,462	1,271	1,144	
	タイペイ	20.8%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,372	2,061	1,854	

(令和4年4月～)

地域	在勤地	控除率	単位	1号	2号	3号	4号	備考
大洋州	シドニー	15.5%	オーストラリア・ドル	4,812	4,257	3,702	3,332	
	オークランド	17.5%	ニュージーランド・ドル	4,529	4,007	3,484	3,136	
欧州	パリ	15.7%	ユーロ	2,992	2,647	2,301	2,071	
	ロンドン	14.2%	スターリング・ポンド	2,883	2,551	2,218	1,996	
	デュッセルドルフ	24.7%	ユーロ	1,910	1,689	1,469	1,322	
	ジュネーブ	10.7%	スイス・フラン	4,788	4,235	3,683	3,315	
	ミラノ	20.7%	ユーロ	2,270	2,008	1,746	1,571	
	ウィーン	22.1%	ユーロ	2,129	1,884	1,638	1,474	
	ブリッセル	19.7%	ユーロ	2,390	2,113	1,838	1,654	
	ストックホルム	21.1%	スウェーデン・クローネ	21,953	19,419	16,887	15,198	
	アムステルダム	21.2%	ユーロ	2,223	1,967	1,710	1,539	
	コペンハーゲン	14.7%	デンマーク・クローネ	24,134	21,350	18,565	16,709	
	マドリード	21.2%	ユーロ	2,218	1,961	1,706	1,535	
	ブカレスト	21.8%	ユーロ	2,156	1,907	1,659	1,493	
	ワルシャワ	18.1%	ユーロ	2,602	2,302	2,002	1,802	
	ミュンヘン	19.9%	ユーロ	2,368	2,095	1,822	1,640	
	ブダペスト	20.4%	ユーロ	2,306	2,040	1,774	1,597	
	モスクワ	8.7%	アメリカ合衆国ドル	6,448	5,704	4,960	4,464	
	サンクトペテルブルク	18.2%	アメリカ合衆国ドル	3,058	2,705	2,353	2,118	
	ベルリン	21.4%	ユーロ	2,197	1,944	1,690	1,521	
	プラハ	25.8%	チェコ・コルナ	47,198	41,752	36,306	32,675	
	ヘルシンキ	14.2%	ユーロ	3,320	2,938	2,554	2,299	
タシケント	17.1%	アメリカ合衆国ドル	3,255	2,879	2,504	2,254		
中東・アフリカ	テヘラン	13.6%	ユーロ	3,454	3,056	2,657	2,391	
	イスタンブール	14.4%	アメリカ合衆国ドル	3,887	3,438	2,990	2,691	
	カイロ	20.8%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,371	2,061	1,855	
	ラバト	26.5%	ユーロ	1,776	1,571	1,366	1,229	
	アディスアベバ	16.2%	アメリカ合衆国ドル	3,452	3,054	2,655	2,390	
	アクラ	14.7%	アメリカ合衆国ドル	3,802	3,362	2,924	2,632	
	ナイロビ	21.7%	アメリカ合衆国ドル	2,570	2,274	1,977	1,779	
	ヨハネスブルグ	29.1%	アメリカ合衆国ドル	1,916	1,696	1,474	1,327	
	ラゴス	8.0%	アメリカ合衆国ドル	6,964	6,161	5,357	4,821	
	アビジャン	17.8%	ユーロ	2,645	2,340	2,035	1,832	
	ドバイ	11.3%	アラブ首長国連邦ディルハム	18,318	16,204	14,090	12,681	
	リヤド	11.3%	サウジアラビア・リヤール	18,327	16,213	14,098	12,688	
	テルアビブ	14.9%	アメリカ合衆国ドル	3,741	3,310	2,878	2,590	
	マプト	13.2%	アメリカ合衆国ドル	4,233	3,745	3,256	2,930	

備考：

- この表は、事務に従事する職員に適用する。
- 1号の4以上の在勤基本手当の適用を受ける所長であって、理事長が定めた者の住居手当の限度額は、その者の勤務地の1号の額に115/100を乗じて得た額とする。
ただし、外務公務員の住居手当月額に係る限度額の「1号」を超えないこととする。

(2) 第二住居手当月額限度額表
(令和4年4月～)

地域	在勤地		単位	1号	2号	3号	4号	備考	
ア	インドa	20.9%	インド・ルピー	197,577	174,779	151,982	136,784		
	インドb	45.5%	インド・ルピー	90,616	80,159	69,704	62,734		
	インドc	14.1%	インド・ルピー	292,262	258,539	224,816	202,334		
	インドd	26.3%	インド・ルピー	156,944	138,835	120,726	108,653		
	インドネシア	15.0%	アメリカ合衆国ドル	3,723	3,293	2,864	2,578		
	ベトナムa	12.0%	アメリカ合衆国ドル	4,668	4,130	3,591	3,232		
	ベトナムb	12.0%	アメリカ合衆国ドル	4,646	4,110	3,574	3,217		
	カンボジア	12.3%	アメリカ合衆国ドル	4,542	4,018	3,494	3,145		
	シンガポール	9.3%	シンガポール・ドル	8,066	7,135	6,205	5,585		
	スリランカ	27.6%	アメリカ合衆国ドル	2,021	1,788	1,555	1,400		
	タイ	16.1%	タイ・バーツ	108,580	96,051	83,523	75,171		
	大韓民国	16.4%	ウォン	3,830,487	3,388,508	2,946,529	2,651,876		
	ジ	中華人民共和国a	10.4%	アメリカ合衆国ドル	5,390	4,768	4,146	3,731	
		中華人民共和国b	12.1%	アメリカ合衆国ドル	4,621	4,087	3,554	3,199	
中華人民共和国c		11.4%	アメリカ合衆国ドル	4,886	4,322	3,758	3,382		
中華人民共和国d		13.4%	アメリカ合衆国ドル	4,154	3,675	3,195	2,876		
中華人民共和国e		14.7%	アメリカ合衆国ドル	3,807	3,368	2,929	2,636		
ア	中華人民共和国f	19.6%	アメリカ合衆国ドル	2,851	2,523	2,193	1,974		
	中華人民共和国g	7.6%	香港ドル	56,760	50,211	43,662	39,296		
	パキスタンa	17.7%	アメリカ合衆国ドル	3,145	2,782	2,419	2,177		
	パキスタンb	22.9%	アメリカ合衆国ドル	2,441	2,159	1,877	1,689		
	バングラデシュ	25.9%	アメリカ合衆国ドル	2,157	1,909	1,660	1,494		
	フィリピン	18.7%	アメリカ合衆国ドル	2,980	2,636	2,292	2,063		
	マレーシア	35.7%	マレーシア・リンギ	6,494	5,746	4,996	4,496		
	ミャンマー	8.8%	アメリカ合衆国ドル	6,323	5,594	4,864	4,378		
	ラオス	33.8%	アメリカ合衆国ドル	1,652	1,462	1,271	1,144		
	台湾	20.8%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,372	2,061	1,854		
	北米	アメリカ合衆国a	17.5%	アメリカ合衆国ドル	3,190	2,822	2,453	2,208	
アメリカ合衆国b		22.6%	アメリカ合衆国ドル	2,472	2,187	1,902	1,712		
アメリカ合衆国c		11.6%	アメリカ合衆国ドル	4,806	4,252	3,697	3,327		
アメリカ合衆国d		24.3%	アメリカ合衆国ドル	2,292	2,028	1,763	1,587		
アメリカ合衆国e		15.3%	アメリカ合衆国ドル	3,655	3,234	2,812	2,531		
アメリカ合衆国f		22.0%	アメリカ合衆国ドル	2,535	2,243	1,950	1,755		
アメリカ合衆国g		19.6%	アメリカ合衆国ドル	2,850	2,521	2,192	1,973		
アメリカ合衆国h		18.2%	アメリカ合衆国ドル	3,068	2,714	2,360	2,124		
アメリカ合衆国i		9.9%	アメリカ合衆国ドル	5,652	5,000	4,348	3,913		
アメリカ合衆国j		20.5%	アメリカ合衆国ドル	2,717	2,403	2,090	1,881		
アメリカ合衆国k		24.3%	アメリカ合衆国ドル	2,292	2,028	1,763	1,587		
アメリカ合衆国l		13.1%	アメリカ合衆国ドル	4,273	3,780	3,287	2,958		
アメリカ合衆国m		17.2%	アメリカ合衆国ドル	3,247	2,872	2,498	2,248		
アメリカ合衆国n		19.0%	アメリカ合衆国ドル	2,930	2,592	2,254	2,029		
アメリカ合衆国o		16.4%	アメリカ合衆国ドル	3,404	3,011	2,618	2,356		
カナダ		24.2%	カナダ・ドル	2,924	2,587	2,249	2,024		

(令和4年4月～)

地域	在勤地	控除率	単位	1号	2号	3号	4号	備考
中南米	アルゼンチン	16.1%	アメリカ合衆国ドル	3,464	3,065	2,665	2,399	
	ベネズエラ	15.5%	アメリカ合衆国ドル	3,599	3,183	2,768	2,491	
	ウルグアイ	27.1%	アメリカ合衆国ドル	2,058	1,821	1,583	1,425	
	キューバ	15.3%	アメリカ合衆国ドル	3,639	3,219	2,799	2,519	
	コスタリカ	30.9%	アメリカ合衆国ドル	1,805	1,597	1,389	1,250	
	コロンビア	26.3%	アメリカ合衆国ドル	2,120	1,876	1,631	1,468	
	チリ	28.1%	アメリカ合衆国ドル	1,985	1,757	1,527	1,374	
	ブラジルa	24.5%	アメリカ合衆国ドル	2,276	2,013	1,751	1,576	
	ブラジルb	21.4%	アメリカ合衆国ドル	2,612	2,310	2,009	1,808	
	ブラジルc	29.8%	アメリカ合衆国ドル	1,873	1,657	1,441	1,297	
	ペルー	24.0%	アメリカ合衆国ドル	2,325	2,057	1,788	1,609	
	メキシコ	19.0%	アメリカ合衆国ドル	2,943	2,603	2,264	2,038	
	エクアドル	39.8%	アメリカ合衆国ドル	1,400	1,239	1,077	969	
欧州	イタリア	22.5%	ユーロ	2,090	1,849	1,607	1,446	
	オーストリア	22.1%	ユーロ	2,129	1,884	1,638	1,474	
	オランダ	21.2%	ユーロ	2,223	1,967	1,710	1,539	
	カザフスタン	18.0%	アメリカ合衆国ドル	3,092	2,735	2,379	2,141	
	スイス	12.8%	スイス・フラン	3,984	3,524	3,065	2,759	
	スウェーデン	21.1%	スウェーデン・クローネ	21,953	19,419	16,887	15,198	
	スペインA	21.2%	ユーロ	2,218	1,961	1,706	1,535	
	スペインB	19.5%	ユーロ	2,415	2,137	1,858	1,672	
	スロバキア	26.2%	ユーロ	1,797	1,589	1,382	1,244	
	チェコ	25.8%	チェコ・コルナ	47,198	41,752	36,306	32,675	
	ドイツ	21.4%	ユーロ	2,197	1,944	1,690	1,521	
	ハンガリー	20.4%	ユーロ	2,306	2,040	1,774	1,597	
	フランスa	15.7%	ユーロ	2,992	2,647	2,301	2,071	
	フランスb	24.4%	ユーロ	1,930	1,706	1,484	1,336	
	ブルガリア	37.0%	ユーロ	1,272	1,125	978	880	
	ベルギー	19.7%	ユーロ	2,390	2,113	1,838	1,654	
	ポーランド	18.1%	ユーロ	2,602	2,302	2,002	1,802	
	セルビア	18.0%	ユーロ	2,610	2,309	2,008	1,807	
	英国	14.2%	スターリング・ポンド	2,883	2,551	2,218	1,996	
	大洋州	ロシアa	8.7%	アメリカ合衆国ドル	6,448	5,704	4,960	4,464
ロシアb		33.7%	アメリカ合衆国ドル	1,656	1,464	1,274	1,147	
デンマーク		14.7%	デンマーク・クローネ	24,134	21,350	18,565	16,709	
オーストラリアa		23.2%	オーストラリア・ドル	3,210	2,840	2,470	2,223	
オーストラリアb		15.5%	オーストラリア・ドル	4,812	4,257	3,702	3,332	
オーストラリアc		20.6%	オーストラリア・ドル	3,610	3,193	2,777	2,499	
ニュージーランド		25.3%	ニュージーランド・ドル	3,135	2,773	2,411	2,170	
パプアニューギニア		12.9%	アメリカ合衆国ドル	4,310	3,813	3,316	2,984	
フィジー	26.3%	アメリカ合衆国ドル	2,118	1,874	1,629	1,466		

(令和4年4月～)

地域	在勤地	控除率	単位	1号	2号	3号	4号	備考
中東	アラブ首長国連邦	8.6%	アラブ首長国連邦ディルハム	24,203	21,410	18,617	16,755	
	イエメン	18.0%	アメリカ合衆国ドル	3,092	2,734	2,378	2,140	
	イスラエル	14.9%	アメリカ合衆国ドル	3,741	3,310	2,878	2,590	
	イラク	7.7%	アメリカ合衆国ドル	7,202	6,370	5,540	4,986	
	イラン	13.6%	ユーロ	3,454	3,056	2,657	2,391	
	クウェート	11.8%	アメリカ合衆国ドル	4,739	4,192	3,645	3,281	
	サウジアラビアa	11.3%	サウジアラビア・リヤール	18,327	16,213	14,098	12,688	
	サウジアラビアb	10.7%	サウジアラビア・リヤール	19,364	17,131	14,896	13,406	
	シリア	18.0%	アメリカ合衆国ドル	3,103	2,745	2,387	2,148	
	トルコa	20.5%	アメリカ合衆国ドル	2,717	2,403	2,090	1,881	
	トルコb	14.4%	アメリカ合衆国ドル	3,887	3,438	2,990	2,691	
	レバノン	14.2%	アメリカ合衆国ドル	3,938	3,483	3,029	2,726	
	アフリカ	アルジェリア	10.2%	ユーロ	4,625	4,091	3,558	3,202
ウガンダ		17.3%	アメリカ合衆国ドル	3,228	2,856	2,483	2,235	
エジプト		20.8%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,371	2,061	1,855	
エチオピア		16.2%	アメリカ合衆国ドル	3,452	3,054	2,655	2,390	
エリトリア		14.9%	アメリカ合衆国ドル	3,749	3,317	2,884	2,596	
ガーナ		14.7%	アメリカ合衆国ドル	3,802	3,362	2,924	2,632	
ガボン		16.5%	ユーロ	2,846	2,517	2,189	1,970	
ケニア		21.7%	アメリカ合衆国ドル	2,570	2,274	1,977	1,779	
コンゴ共和国		8.7%	アメリカ合衆国ドル	6,439	5,695	4,953	4,458	
ザンビア		15.2%	アメリカ合衆国ドル	3,681	3,256	2,831	2,548	
ジンバブエ		21.1%	アメリカ合衆国ドル	2,647	2,341	2,036	1,832	
コートジボワール		17.8%	ユーロ	2,645	2,340	2,035	1,832	
タンザニア		12.2%	アメリカ合衆国ドル	4,586	4,057	3,528	3,175	
チュニジア		41.1%	ユーロ	1,146	1,013	881	793	
ナイジェリア		8.0%	アメリカ合衆国ドル	6,964	6,161	5,357	4,821	
南アフリカ共和国		29.1%	アメリカ合衆国ドル	1,916	1,696	1,474	1,327	
モロッコ		26.5%	ユーロ	1,776	1,571	1,366	1,229	
マラウイ	16.8%	アメリカ合衆国ドル	3,312	2,930	2,548	2,293		

備考

- この表は、研究に従事する職員に適用する。
- 別表第1の在勤地中、国名に記号の付記があるものの地域区分は、「領事館の管轄区域を定める訓令」（昭和29年外務省訓令第25号）によるものとする。
- インドの地域区分は、次のとおりとする。
 - インド中、b、c、dに属さない地域
 - コルカタ
 - ムンバイ
 - チェンナイ
- 中華人民共和国の地域区分は、次のとおりとする。
 - 中華人民共和国中、b、c、d、e、f、gに属さない地域
 - 広州
 - 上海

- d 瀋陽
 - e 重慶
 - f 青島
 - g 香港
5. パキスタンの地域区分は、次のとおりとする。
- a イスラマバード
 - b カラチ
6. アメリカ合衆国の地域区分は、次のとおりとする。
- a ジストリクトオブコロンビア
 - b アトランタ
 - c サンフランシスコ
 - d シアトル
 - e シカゴ
 - f デトロイト
 - g デンバー
 - h ナッシュビル
 - i ニューヨーク
 - j ヒューストン
 - k ポートランド
 - l ボストン
 - m ホノルル
 - n マイアミ
 - o ロサンゼルス
7. ブラジルの地域区分は、次のとおりとする。
- a サンパウロ
 - b リオデジャネイロ
 - c ブラジリア
8. ロシアの地域区分は、次のとおりとする。
- a モスクワ
 - b ハバロフスク
9. オーストラリアの地域区分は、次のとおりとする。
- a キャンベラ
 - b シドニー
 - c メルボルン
10. サウジアラビアの地域区分は、次のとおりとする。
- a リアド
 - b ジッダ
11. トルコの地域区分は、次のとおりとする。
- a アンカラ
 - b イスタンブール
12. フランスの地域区分は、次のとおりとする。
- a パリ
 - b マルセイユ
13. ベトナムの地域区分は、次のとおりとする。
- a ハノイ
 - b ホーチミン
14. スペインの地域区分は、次のとおりとする。
- a マドリード
 - b バルセロナ